

確定申告の申告受付についてお知らせ

■申告受付方法について

原則として申告会場で申告書作成を行います。会場の混雑を避けるため、申告書作成に時間を要すると見込まれる申告については、関係書類を一旦お預かりさせていただく場合があります。後日、申告書完成後に関係書類と申告書控えをお返しします。

■来場時の感染防止対策のお願い

申告会場は新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場の際は、次の3点について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1. マスク着用、アルコール消毒液利用のお願い
2. 必要最少人数でのご来場のお願い
3. 検温の実施(37.5度以上の発熱が認められる場合は原則として入場をお断りさせていただきます)

■所得税の還付申告を行う方へ

所得税の還付申告は、確定申告期限(3月15日)に関わらず、申告対象となる年の翌年1月1日から5年間申告することが可能です。(令和4年分の場合、令和9年12月31日まで申告が可能です)

■医療費控除を申告する方へ

医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。「医療費控除の明細書」は、「医療費通知(医療費のお知らせ)」や「医療費の領収書」をもとに作成します。

- ※申告会場では、可能な限り「医療費通知(医療費のお知らせ)」の提示をお願いします。
- ※「医療費の領収書」で申告する場合は、個人ごとに集計してご持参ください。
- ※事前に「医療費控除の明細書」を作成される場合は、用紙を税務課窓口でお渡しします。また、国税庁ホームページからダウンロードすることも出来ます。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>)

■営業等所得・農業所得・不動産所得を申告する方へ

申告受付時間を短縮するため、できる限り収入と経費をまとめた上でご来場ください。農業所得を申告する方は、町が送付している「農業所得 兼 収支内訳計算表」を記入してご持参ください。どの項目に該当するか分からない場合は「雑費」への記入で結構です。

■ふるさと納税のワンストップ特例申請を行った方へ

ワンストップ特例申請を行った方が、所得税の確定申告を行う必要が発生した場合は、特例申請した寄附金を含めて、全ての寄附金について申告をする必要があります。特例申請した寄附金を申告しなかった場合、控除が適用されませんのでご注意ください。

■ご自宅からパソコン・スマートフォンで申告することができます

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)では、ご自宅からパソコンやスマートフォンを使って確定申告書の作成が可能です。納税額や還付額の確認ができるほか、作成した申告書をe-Taxで提出(電子申告)もしくは印刷して郵送で提出が可能です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

- 2月26日(日)に休日申告受付日を設けております。平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。
- 2月22日(水)は会場移動日となりますので、午後からの受付はお早めにご来場をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日程などが変更になる場合があります。

受付日	8:30~11:30	13:00~16:00	受付会場
2月16日(木)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
17日(金)	東上(1区・2区)	東上(3区・4区)	
20日(月)	東下西	東下東	
21日(火)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(水)	土佐井(下田井)	申告未済の方(友枝地区対象)	
24日(金)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
26日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		上毛町役場 (2階 大会議室)
27日(月)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
28日(火)	下唐原東区	下唐原西1区	
3月1日(水)	下唐原西2区	矢方・緒方	
2日(木)	成恒下	成恒上	
3日(金)	安雲西	安雲東	
6日(月)	尻高下ノ上・下ノ下	尻高上・中	
7日(火)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(水)	中村	吉岡	
9日(木)	松本	宇野西区	
10日(金)	宇野東区	宇野垂水	
13日(月)	垂水上区	垂水中区	
14日(火)	垂水西区	申告未済の方(全地区対象)	
15日(水)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

令和4年分公的年金等の源泉徴収票の発送について

日本年金機構は、令和4年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『令和4年分公的年金等の源泉徴収票』を、令和5年1月7日以降、順次発送しています。対象となるのは、令和4年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとった方で、日本年金機構に登録している住所に郵送されます。

「源泉徴収票の再交付を希望する方は、**ねんきんダイヤル(Tel.0570-05-1165)**で随時、受け付けていますので、基礎年金番号を準備のうえ連絡してください。

なお、ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合は、全国どこからでも市内通話料金で利用できますが、一般の固定電話以外(携帯電話など)からかける場合は、通常の通話料金がかかりますので、ご注意ください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873